

府に以下の点について御質問をしたいと思いま
す。

今回の刑法改正は、一九〇七年に刑法が制定され
て以来の全面的な見直しとなります。内容的に
も、有期刑の上限の引上げや、殺人、傷害、強姦
などの法定刑の引上げを含み、本法案が直接影響
する範囲は百数十罪に及びます。これだけ大きな
改革は現行刑法始まって以来であり、正に百年に
一度の刑法大改正と言えます。

ところが、今回の法案は事前に国民的議論を促
す形で準備された形跡がありません。長期的な犯
罪情勢や犯罪の原因に関する調査、分析、重罰化
による犯罪防止効果や過剰収容への影響の予測な
ど、立法の妥当性を裏付ける事実調査が審議の過
程でどこまでなされたのでしょうか。

五年後には、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮
に当たる罪等の刑事裁判に国民が参加する裁判員
制度が始まり、市民裁判員が裁判官とともに被告
の有罪、無罪、そして量刑を評議することになり
ます。こうした重要な節目の時期を踏まえた刑法
改正について、広く国民に開かれた議論をすべき
と考えますが、法務大臣にその見解をお伺いいた
します。

この法律案が提案される背景として、凶悪・重
大犯罪が増加しているということが理由に挙げら
れています。しかし、刑法の総則、しかも有期刑
の法定刑や処断刑の上限の引上げという刑事政策
の根本の改正を議論する以上は、より厳密な犯罪
実態の把握を要します。

そこで、法案の内容を議論する前提として、以
下の点について法務大臣にお伺いいたします。
まず、窃盗や強盗は多少増えているものの、殺

人、放火、強姦、また強盗の中でも強盗殺人など
の凶悪犯罪数は横ばいの範囲内のように思います
が、いかがでしょうか。また、傷害罪や強制わい
せつ罪の認知件数が二〇〇〇年に急増しているの
は、警察が全件受理の原則に転換したからで、犯
罪の実態が増えたわけではないという犯罪統計学
者の見解もありますが、これについてどう考えて
いるのか、併せて法務大臣にお伺いいたします。

強制わいせつや強姦罪は女性の人権を著しく侵
害する犯罪行為であり、これを厳しく処断する必
要があることは言うまでもありません。しかしながら、
このよくな性犯罪の背景には、いわゆる
スーパー・フリー事件の際、元気があつてまだい
いなどという一部の国会議員の発言に見られるよ
うな性的暴力の軽視、セクシュアル・ハラスメン
トが黙認されるような職場の実態、性の商品化や
性的暴力、性差別を助長する環境など女性差別の
社会的な実態があり、これを克服する総合的な施
策が同時に推進されなければならないと考えます
が、この点について法務大臣にお伺いいたしま
す。

これと関連して、表面化する性犯罪は正に冰山
の一角であり、警察に届けられずして被害者が泣き
寝入りするケースが膨大にあると推測されます。
しかし、それらは幾ら刑を引き上げても、抑止効
果は限られています。被害者が被害の届出をちゅ
うちょする要因として、從来、警察で届出を受理
したり、警察、検察、裁判所で何度も事件のことを
聞かれたり、被害者にも落ち度があつたかのよう
な発言をされ、事情聴取の過程で言わば二次的な
被害を受けるような状況もあると聞いておりま
す。

次に、刑務所の収容について伺います。

二〇〇三年には刑務所や拘置所の行刑施設の收
容人員は七万三千七百三十四人で、収容定員を四
千四十人も上回っており、支所を除く行刑施設の
本所の九割弱が定員を超える過剰収容となつてお
ります。イギリスでは、同性警察官による対応を原則
化したり、特別な訓練を受けた介添え制度の確
立、アメリカでも、検察官事務所に雇われた専門
的知識を擁する被害者支援員による対応やメンタ
ルケアの支援が実施されています。諸外国の事例
に倣り、被害者の立場に立った改善が図られない
ればならないと考えますが、この点について国家
公安委員長にお伺いいたします。

次に、刑の引上げによる犯罪防止効果について
伺います。

いわゆる凶悪犯罪について、刑の引上げがどれ
だけ抑止効果を持つのか、甚だ疑問であります。
専門家の間でも様々な意見がありますが、少なく
とも言えることは、重罰化すれば犯罪が減るとい
うような短絡的な問題ではないはずです。人類が
長い年月を掛け、犯罪学や刑事政策の知見を積み
重ねて獲得した英知は、単に刑罰の応報的な対応
のみで犯罪が抑止されるのではなく、犯罪防止の
ための原因の究明、分析や総合的な対応策の検
討、犯罪者の再犯予防や更生施策等、様々な視点
からの犯罪の抑止の取組が積み重ねられてきまし
た。しかし、今回の提案ではこの点の十分な議
論、検討がなされたとは思えません。

法定刑の引上げによる犯罪抑止効果がどの程度
あるのか、また法定刑の引上げ以外の犯罪防止策
について具体的にどのような方策を考えているの
か、法務大臣にお伺いいたします。

二〇〇二年秋に発覚した名古屋刑務所での一連
の受刑者に対する人権侵害不祥事事件は、多くの
国民に衝撃を与え、抜本的な行刑改革が緊急の課
題となりました。名古屋刑務所の人権侵害不祥事
事件を契機に発足した行刑改革会議は、二〇〇三

年に詳細な提言をまとめました。しかしながら、本年六月に、名古屋刑務所豊橋刑務支所の看守部長が女性収容者を妊娠させた事件が発覚しています。強制わいせつ、強姦罪を重くする法案を提出しながら、法務省自らが足下の強制わいせつ、強姦を放置していく、行刑改革が進んでいると言えますのでしようか。法務大臣の見解をお伺いいたしました。

このような事件の再発を防止し、刑務官が受刑者の人間性を尊重しつつ矯正の職務を全うするためにも、刑務官への人権教育が極めて重要であると考えます。名古屋刑務所での人権侵害不祥事事件や豊橋刑務支所事件の反省と行刑改革会議の提言を踏まえた人権教育が、現在どのような内容で、どの程度の頻度で実施されているのか、また今後の充実策について法務大臣にお伺いいたしました。

また、本法案による重罰化によって刑務所の過剰収容が更に悪化することになれば、行刑改革会議の提言の目指す改革の実現は事実上不可能になるのではないかと懸念されます。本法案による重罰化と行刑改革の実現が現実に両立得るのか、両者の政策的整合性についてどう考えているのか、法務大臣伺います。

次に、十五年以上に当たる刑について公訴時効の延長が提案されていますが、例えは二十五年たつてから公訴提起された被告側は、証人の存在すら分からぬとか、証拠が見付からないというように、防御権が保障されないことが十分に考えられます。そのような場合に、検察官が持つていてすべての証拠や情報にアクセスでき、捜査機関が集めた証拠は適切に管理され、弁護側への十分

な証拠開示が保障されるべきは当然のことと考えます。

さらに、法定刑を厳罰化するという議論と並行して、むしろその前に、現行の刑事手続に問題はないのでしょうか。とりわけ、国際的な基準に照らして改善を検討すべきではないでしょうか。国連の自由権規約委員会からは、再三にわたって、

取り調べを録音、録画することや弁護側への証拠開示を保障することが勧告されています。

民主党では、かねてより、刑事手続の適正化を求めてまいりました。特に、捜査や取調べの透明性、公平性を確保すべきであるとの観点から、ビデオ録画等による取調べ過程の可視化・弁護人立会い権の確立、検察側の証拠開示の徹底化が必要であると考えていますが、法務大臣の見解をお伺いいたします。

犯罪を抑止していく重要な前提として、人権を確立していくことは欠かすことのできない重要な課題であります。名古屋刑務所における人権侵害不祥事事件、並びに犯罪を予防していく視点から、も、一日も早い人権救済制度の確立が求められています。先週末日されましたルイーズ・アルブール国連人権高等弁務官は、日本政府関係者にパリにてお尋ねされました。

そこで、私は、この問題を終わりたいと思いま

ったのであります。

近年、とりわけ多くの強盗事件の被疑者の職業を見たとき、無職の二字が際立っています。失業率は五%前後を推移し、年間の自殺者が六年連續三万人を超えるなど、弱者切捨ての政策により人々を犯罪に走らせる要因を作っているのは小泉政権そのものではないでしょうか。犯罪を生み出さず、抑止していく社会、そして被害者を支援し、加害者の再犯を防止して、社会復帰できるよう仕組みを確立していくことは、人権が確立された社会でないと実現できないと考えます。

たつた一人に現れる部落差別や人権侵害を見過ごさず、人権運動に取り組んできた者として、人権確立社会を政治によって実現することが犯罪を抑止していく最短の道だと確信していることを表明いたしました。私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

次に、凶悪・重大犯罪の増加の件数及びその実態についてお尋ねがありました。

人の生命、身体その他の重要な法益を侵害する凶悪・重大犯罪の典型である殺人、強姦、強制わいせつ、傷害及び強盗について、平成十五年の認知件数を十年前と比較してみると、強盗は約二・九倍に、強制わいせつは約一・八倍に、傷害は約一倍に増加しております。

なお、強盗のうち強盗殺人を含む強盗致死及び放火につきましては、平成十五年の認知件数を十年前と比較してみると、強盗致死は約一・九倍、放火は約一・二倍となっています。また、傷害及び強制わいせつにつきましては、御指摘の平成十二年以降も、平成十五年に至るまで認知件数

刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔國務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕
○國務大臣(南野知恵子君) 松岡徹議員にお答え申し上げます。

まず、十分な事実調査や審議が行われたかとのお尋ねがありました。

御指摘の点につきましては、法務省として日々から調査、検討を行つております。今回の改正はこれによる犯罪情勢や国民の規範意識の動向などを踏

まえたものであります。また、法制審議会における審議等を踏まえ、十分な検討を行うとともに、受刑者の処遇等に関与する関係機関等とも協議を行なっております。

次に、広く国民に開かれた議論をすべきであるとお尋ねがありました。

法務省としては、国民の規範意識の動向等の把握にも意を用いており、今回の改正は刑罰に関する国民の方々からの直接の意見を始め、各種世論調査の結果等を踏まえたものです。また、法制審議会に具体的な改正内容を示した諸問題をして一般に公表しておりますし、その審議結果も順次公開しております。この審議の間にも国民各層から多くの御意見等が寄せられており、これらにつきましても検討を行つてあります。

今回の法案は、このようないくつかの議論等を踏まえて提出したものであります。

次に、凶悪・重大犯罪の増加の件数及びその実態についてお尋ねがありました。

人の生命、身体その他の重要な法益を侵害する凶悪・重大犯罪の典型である殺人、強姦、強制わいせつ、傷害及び強盗について、平成十五年の認

が急増しており、犯罪が実態として増えているものと考えております。

次に、女性差別を克服する総合的な施策についてお尋ねがありました。

男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現のためには、政府全体として様々な課題に取り組んでいく必要があると考えております。

強制わいせつや強姦などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する犯罪行為であり、克服すべき重要課題であると認識しております。

法務省では、そのための施策として、従来から検察当局における刑事事件の適正な処理や人権擁護機関における各種啓発活動などに取り組んできましたところ、今回、強制わいせつ、強姦及び強姦致死傷の各罪の法定刑の見直しや集団強姦等罪の新設などを提案したものです。

次に、刑の引上げによる犯罪抑止効果とその他の犯罪抑止策についてお尋ねがありました。

刑の引上げによる犯罪抑止の効果を数字などでお示しすることは困難ですが、単に罰則を強化するだけで治安の回復を図るのに十分であると考えているわけではありません。

政府は、昨年十二月に策定された犯罪に強い社会の実現のための行動計画を推進しているところであり、今後とも、この行動計画の内容に従って、政府全体として治安回復を図るための取組を進めることにより、相応の効果を得られるものと期待しています。

次に、法改正によって見込まれる法務所の被収容者の増加への対応についてお尋ねがありました

た。今回の法改正により、どの程度収容人員が増加するかを予測することは困難であります。今後とも、法務所の拡充を含めた所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、過剰収容下における矯正教育の充実に向けた取組についてお尋ねがありました。

行刑改革会議の提言においても、教育的処遇を充実させることとされており、過剰収容下においても、受刑者の特性や問題性に応じた、より効果的、効率的な教育プログラムの実施に努めるとともに、社会資源の活用を推進するなどして、矯正教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

我が国の行刑の基本は、受刑者を改善更生させ社会復帰させるという点にあり、今回の改正も、受刑者が社会復帰可能な状況にあれば仮出獄を認めるという理念を変えるものではありません。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいまいりたいと考えております。

次に、行刑改革会議の提言との政策的整合性についてお尋ねがありました。

行刑改革会議の提言においても、教育的処遇を充実させることとされており、過剰収容下においても、受刑者の特性や問題性に応じた、より効果的、効率的な教育プログラムの実施に努めるとともに、社会資源の活用を推進するなどして、矯正教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

我が国の行刑の基本は、受刑者を改善更生させ社会復帰させるという点にあり、今回の改正も、受刑者が社会復帰可能な状況にあれば仮出獄を認めるという理念を変えるものではありません。

今後とも、このような処遇を更に進めるべきであります。

次に、豊橋刑務支所の刑務官による不祥事案を踏まえた行刑改革に対する所感についてお尋ねがありました。

省を挙げて行刑改革に取り組んでいるこの時期に、御指摘の不祥事案が発生したことは、誠に遺憾に思っています。

法務省いたしましては、同事案に対して厳正に対処するとともに、同種事案の再発を防止する

ために必要な措置を講じたところであります。今後とも、行刑改革の実現に全力を注ぎ、被収容者の人権を尊重した行刑を実現してまいりたいと考えております。

次に、矯正職員に対する人権教育の実施状況と充実方策についてお尋ねがありました。

法務官に対しては、従前から人権に関する研修を実施してきたところであります。名古屋刑務所などの事案に対する反省や行刑改革会議の提言

る人権教育のための研修を毎年実施しているほか、平成十六年度からは、民間プログラムによる人権研修を導入するなどして、その充実を図っているところであります。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいまいりたいと考えております。

次に、行刑改革会議の提言との政策的整合性についてお尋ねがありました。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいまいりたいと考えております。

次に、行刑改革会議の提言との政策的整合性についてお尋ねがありました。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいまいりたいと考えております。

次に、行刑改革会議の提言との政策的整合性についてお尋ねがありました。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいまいりたいと考えております。

次に、証拠開示の徹底化についてお尋ねがありました。

本年五月の刑事訴訟法の改正によって、検察官の証拠開示が拡充されたことにより、証拠開示の必要性と弊害とを比較考量しつつ、争点の整理や被告人の防護の準備のために十分な証拠が開示されるものと考えております。

なお、公訴時効期間の延長は、検察官が重い立証責任を負うことから考えても、被告人の防護権を不当に制約するものではなく、また、全面的な証拠開示につきましては、罪証隠滅等の弊害が生じるおそれがあることなどから、相当ではないと考えております。

次に、矯正職員に対する人権教育の実施状況と充実方策についてお尋ねがありました。

法務官に対しては、従前から人権に関する研修

を実施してきたところであります。名古屋刑務所などの事案に対する反省や行刑改革会議の提言

護人が立ち会うことについてお尋ねがありました。

これらの問題につきましては、司法制度改革審議会意見においても、刑事手続における被疑者の

ことなどから、将来的な検討課題とされており、

法務省としても慎重に検討することが必要である

取調べの役割との関係で慎重な配慮が必要である

と考えております。

○國務大臣(村田吉隆君) 拝手

被害者に精神的負担を掛けないよう、その心情に配慮した施設を推進することが必要と認識してお

ります。

このため、警察では、性犯罪捜査を担当する係

への女性警察官の配置を推進するなど、捜査過程における被害者の精神的負担の軽減や二次的被害の防止等に努めてきたものであります。

今後とも、警察が被害者にとって身近な機関で

あり、被害の回復や軽減について大きな期待を寄

せられている立場にあるとの認識の下、捜査過程における二次的被害の防止を始め、被害者の視点

に立った諸施策を組織的、総合的に推進するよう

督励してまいりたいと考えております。(拍手)

(國務大臣細田博之君登壇、拍手)

○國務大臣(細田博之君) 松岡議員にお答えいたしました。

人権制度に関する法律の制定についてお尋

ねがありました。

官 報 (号 外)

さきの国会に提出されました人権擁護法案は、人権擁護を所掌事務とする法務省に人材やノウハウの蓄積があることを考慮し、パリ原則に言う独立性にも配慮した形で、人権委員会を法務省の外局として設置することとしていたと承知しております。

同法案につきましては、現在、法務省においてその内容等について改めて検討を行つてゐることであり、政府としては、この人権擁護法案をできるだけ早く早期に再提出できるよう努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

日程第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○高嶋良充君 拍手

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

民

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案外一件

件

等の一部を改正する法律案外一件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

官 報 (号 外)

平成十六年十一月十九日

參議院會議錄第八号

議長の報告事項

片山虎之助君	西田直紀君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	景山俊太郎君	狩野安君	大野つや子君	市川一朗君	小斎平敏文君	中島啓雄君	河合常則君	二之湯智君	北川イッセイ君	野村哲郎君	中川雅治君	小泉顕雄君	西銘順志郎君	福島啓史郎君	草川昭三君	小野清子君	魚住汎英君	風間昶君	山崎正昭君	谷川秀善君	山下栄一君	龜井郁夫君
田中若林	西田正俊君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	景山俊太郎君	保坂三藏君	阿部正俊君	市川一朗君	大野つや子君	小林温君	松山政司君	河合常則君	北川イッセイ君	野村哲郎君	中川雅治君	小泉顕雄君	西銘順志郎君	福島啓史郎君	草川昭三君	小野清子君	魚住汎英君	風間昶君	山崎正昭君	谷川秀善君	山下栄一君	龜井郁夫君
田中正俊君	吉宏君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	景山俊太郎君	狩野安君	大野つや子君	市川一朗君	小斎平敏文君	中島啓雄君	河合常則君	二之湯智君	北川イッセイ君	野村哲郎君	中川雅治君	小泉顕雄君	西銘順志郎君	福島啓史郎君	草川昭三君	小野清子君	魚住汎英君	風間昶君	山崎正昭君	谷川秀善君	山下栄一君	龜井郁夫君
田中直紀君	吉宏君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	景山俊太郎君	保坂三藏君	阿部正俊君	市川一朗君	大野つや子君	小林温君	松山政司君	河合常則君	北川イッセイ君	野村哲郎君	中川雅治君	小泉顕雄君	西銘順志郎君	福島啓史郎君	草川昭三君	小野清子君	魚住汎英君	風間昶君	山崎正昭君	谷川秀善君	山下栄一君	龜井郁夫君
片山虎之助君	西田直紀君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	景山俊太郎君	狩野安君	大野つや子君	市川一朗君	小斎平敏文君	中島啓雄君	河合常則君	二之湯智君	北川イッセイ君	野村哲郎君	中川雅治君	小泉顕雄君	西銘順志郎君	福島啓史郎君	草川昭三君	小野清子君	魚住汎英君	風間昶君	山崎正昭君	谷川秀善君	山下栄一君	龜井郁夫君

荒木	山口那津男君	浅野	勝人君
常田	清寛君	白浜	一良君
木庭健太郎君	常田享詳君	浜四津敏子君	南野知恵子君
太田	豊秋君	柏村	武昭君
段本	幸男君	中村	博彦君
末松	信介君	西島	英利君
小池	正勝君	岸	信夫君
藤野	公孝君	中川	義雄君
岸	信夫君	吉田	博美君
藤野	公孝君	岩城	光英君
岸	信夫君	加納	時男君
藤野	公孝君	金田	勝年君
岸	信夫君	溝手	一水君
藤野	公孝君	佐藤	泉
岸	信夫君	金田	龍二君
藤野	公孝君	松村	泰三君
岸	信夫君	清水嘉与子君	祥肇君
藤井	哲男君	佐藤	基之君

長谷川憲正君	加治屋義人君
水落	敏栄君
黒岩	宇洋君
秋元	健司君
鶴保	司君
荒井	正吾君
舛添	庸介君
世耕	要一君
脇	雅史君
山崎	弘成君
田浦	力君
矢野	直君
林	哲朗君
北岡	秀二君
橋本	芳正君
松田	岩夫君
竹山	裕君
中曾根	弘文君
関谷	聖子君
尾立	源幸君
藤本	勝嗣君
喜納	慶子君
那谷屋	由紀夫君
主濱	正義君
小林	正夫君
山根	了君

池口	修次君	神本美恵子君	柳澤	白	足立	加藤	神本

辻	若林	森	辻	泰弘君	秀樹君
家西	齋藤	ゆうこ君	佐藤	佐藤	廣野ただし君
市田	忠義君	直嶋	郡司	彰君	雄平君
	悟君	小林	元君	充君	
	勁君	伊藤	基隆君		
		平田	健二君		
		渡辺	秀央君		
		広中	和歌子君		
		田村	秀昭君		
		今泉	昭君		
		林	久美子君		
		仁比	清成君		
		前川	聰平君		
		小林	美恵子君		
		松岡	徹君		
		犬塚	直史君		
		岩本	孝治君		
		松井	司君		
		井上	哲士君		
		浅尾慶一郎君			
		高橋	千秋君		
		藤原	正司君		
		羽田雄一郎君			

江田	五月君	佐藤	泰介君	前田	武志君	北澤	俊美君	水落	敏栄君
柳田	稔君	千葉	景子君	岡崎トミ子君	峰崎直樹君	築瀬進君	峰崎	浜田	正幸君
国井		国務大臣	総務大臣	法務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國家公安委員會委員長
正幸君		麻生太郎君	南野知恵子君	細田博之君	村田吉隆君	棚橋泰文君	滝実君	藤末健三君	雄二君
敏栄君		佐藤泰介君	景子君	北澤俊美君	前田武志君	北澤俊美君	滝実君	浜田昌良君	藤末健三君
水落		水落	水落	水落	水落	水落	水落	水落	水落
桜井	岸	岸	岸	岸	岸	岸	岸	岸	岸
新君	信夫君	新君	新君	新君	新君	新君	新君	新君	新君
国家基本政策委員会		外交防衛委員会	經濟産業委員会	辞任	辞任	副大臣	法務副大臣	法務大臣	國務大臣
国井	藤末	白澤	白澤	白澤	白澤	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
正幸君	健三君	眞勲君	眞勲君	眞勲君	眞勲君	麻生太郎君	南野知恵子君	細田博之君	村田吉隆君
敏栄君	昌良君	雄二君	雄二君	雄二君	雄二君	北澤俊美君	北澤俊美君	北澤俊美君	北澤俊美君
水落	浜田	藤末	浜田	浜田	浜田	佐藤泰介君	景子君	北澤俊美君	北澤俊美君
桜井	岸	岸	岸	岸	岸	佐藤泰介君	景子君	北澤俊美君	北澤俊美君
新君	信夫君	新君	新君	新君	新君	佐藤泰介君	景子君	北澤俊美君	北澤俊美君
						議長の報告事項			
						一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。			

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関する、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法律の施行に当たっては、ITを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担軽減等を通じた国民の利便性の向上を図るという法の目的を十分に踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

一、主務省令等の制定に当たり、民間保存文書等について、原則としてすべて電子保存を可能にするという法の趣旨に適うように可能な限り対象範囲を拡大するとともに、それらの整合性等を図るために、IT戦略本部及び省庁間において十分な調整を行うこと。また、主務省令等は、両法律の施行の前に公布するよう努めること。

二、主務省令等の内容について、民間事業者等の経済活動及び国民生活に支障のないよう十分周知徹底とともに、情報通信技術の発達及び

民間事業者等の経済活動等の態様の変化を踏まえ、適時必要な見直しを行うこと。

三、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないように、情報通信技術の発達に対応したセキュリティ対策及び個人情報の保護のための適切な措置が講じられるよう、民間事業者等に対して必要な助言、情報提供その他必要な措置を講すること。

四、税務関係書類の電子的な保存については、適擴大に向けて積極的な検討を行うこと。

五、地方公共団体においても書面の保存等における情報通信技術の利用の促進を図るため、政府は、適切な情報提供その他必要な支援措置を講ずること。

右決議する。

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関 口 地方公共団体及びその機関

ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十号)第二条第二号二からチまでに掲げるものの

二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

だし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事案件及び政令で定める犯則事件に關する法令の規定に基づく手続(以下この条において「裁判手続等」という。)において行うものを除く。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをい

う。八 繼覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は贋写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等を除く。

一〇 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等を

いう。(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところによ

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

第二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

り、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、

当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に

関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定め

るものに限る)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、

当該作成を書面により行わなければならぬとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行わされたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについて

は、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができ

る。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧

等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならぬとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行わされたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付

等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならぬとされているものであつて、主務省令で定め

るものに限る)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、

当該作成を書面により行わなければならぬとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行わされたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについて

は、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名

称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができ

る。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用に関する法律案 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

の技術の利用の推進等)

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るために、この法律の趣旨にのつとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

審査報告書

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

2 平成十六年十一月十八日

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 高嶋 良充

要領書

平成十六年十一月十八日

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 高嶋 良充

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係七十二法律の規定の整備等を行ふものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法律の施行に當たつては、ITを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負

の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

官報 (号外)

損軽減等を通じた国民の利便性の向上を図るとい
う法の目的を十分に踏まえ、次の事項の実現を期
すべきである。

一、主務省令等の制定に当たり、民間保存文書等
について、原則としてすべて電子保存を可能に
するという法の趣旨に適うように可能な限り対
象範囲を拡大するとともに、それらの整合性等
を図るために、IT戦略本部及び省庁間におい
て十分な調整を行うこと。また、主務省令等
は、両法律の施行の前に公布するよう努めるこ
と。

二、主務省令等の内容について、民間事業者等の
経済活動及び国民生活に支障のないよう十分周
知徹底するとともに、情報通信技術の発達及び
民間事業者等の経済活動等の態様の変化を踏ま
え、適時必要な見直しを行うこと。

三、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われ
ないように、情報通信技術の発達に対応したセ
キュリティ対策及び個人情報の保護のための適
切な措置が講じられるよう、民間事業者等に対
して必要な助言、情報提供その他必要な措置を
講ずること。

四、税務関係書類の電子的保存については、適
正公平な課税の観点を踏まえつつ、対象範囲の
拡大に向けて積極的な検討を行うこと。

五、地方公共団体においても書面の保存等におけ
る情報通信技術の利用の促進を図るため、政府
は、適切な情報提供その他必要な支援措置を講
ずること。

右決議する。

民間事業者等が行う書面の保存等における情

報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月十一日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第四十四条の二」を
「第四十四条の二及び第四十四条の三」に改め
る。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第四十四条の三 第十四条において準用する民
法第五十一条第一項の規定による作成及び備
置き、第二十八条第一項の規定による作成及
び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧
並びに第三十五条第一項の規定による作成及
び備置きについて民間事業者等が行う書面の
保存等における情報通信の技術の利用に関す
る法律(平成十六年法律第 号)第九条の
規定を適用する場合においては、同条中「當
該保存等について規定する法令(会計検査院
規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國
家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、
公安部審査委員会規則、中央労働委員会規則及
び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管す
る内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあ
るのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第
九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定
非営利活動法人に係る場合にあつては、都道
府県の条例)」とする。

第三十二条の二 第十六条及び第十九条の三第
二項の規定により保存すべき書類について
は、民間事業者等が行う書面の保存等におけ
る情報通信の技術の利用に関する法律(平成
十六年法律第 号)第三条及び第四条の
規定は、適用しない。

第三条 公職選挙法(一部改正)

第六条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により保存すべき書類について
は、民間事業者等が行う書面の保存等におけ
る情報通信の技術の利用に関する法律(平成
十六年法律第 号)第三条及び第四条の
規定は、適用しない。

第二百四十六条第七号及び第八号中「第一百九
十一条」を「第一百九十二条第一項」に改める。
(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項、第七十二条の七第一項、
第七十二条の八十四第一項、第七十三条の八第
一項、第七十四条の七第一項、第七十七条第一
項、第七十二条第一項、第七十二条第一項、
第一項、第三百五十三条第一項、第四百五十九条
第一項、第二百五十五条第一項、第二百九十八条第
一項、第四百七十七条第一項、第五百二十五条第
一項、第五百八十八条第一項、第六百七十四条
第一項、第六百九十九条の五第一項、第七十七条

(民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律の適用除
外)

第三十二条の二 第十六条及び第十九条の三第
二項の規定により保存すべき書類について
は、民間事業者等が行う書面の保存等におけ
る情報通信の技術の利用に関する法律(平成
十六年法律第 号)第三条及び第四条の
規定は、適用しない。

官 報 (号 外)

の八第一項、第七百条の五十九第一項、第七百一条の五第一項、第七百一条の三十五第一項、第七百七十七条第一項及び第七百三十三条の四第一項中「作成」の下に「又は保存」を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の表の各

「」を加え、同項ただし書中「が、当該承認」を
か、同条第二項又は第三項の承認に改め、同
第三項中「(地方税関係帳簿又は地方税関係書
をいう。以下本章において同じ。)」を削り、
項第二号中「第七百四十八条第一項又は第二
二七百四十八条各項」を改める。

前項に規定するもののほか、同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類（総務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の保

項」を「第七百四十八条各項」に改める。
第七百五十五条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれかに、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」という。」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれかに改める。

第七百四十九条第三項中「当該承認を受けている地方税関係帳簿又は地方税関係書類（以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税

「關係帳簿書類」という。」を「地方税関係帳簿書類（地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。）のうち同条第一項又は第二項の承認を受けているもの」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類に」を「地方税関係帳簿書類に」に改める。

第七百五十条第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を、「種類」の下に「同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」を、「概要」の下に「同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概

方税関係書類に記載されている事項を電磁的記

一項若しくは第二項」を「第七百四十八条各項」に改め、同条第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

卷之三

第一条の二第一項中「この条及び第十九条第一項において」を削る。

第十三条の二十二第一項中「関係書類」の下に

「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電

磁的記録を含む。)」を加える。

(政党助成法の一部改正)

を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外

第三十八条の二 第十五条第四項(第十六条第
外)

二項において準用する場合を含む。)の規定に
より保存すべき書類については、民間事業者

より保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の

技術の利用に関する法律（平成十六年法律
第二百三十三条及び第四条の規定は、商

第三条及び第四条の規定は適用しない。

第三章 財務省關係

(相続税法等の一部改正)

「又は保存」を加える。

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十条第一項

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条第

官 報 (号 外)

二　納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第百四十五号)第十一条第一項
三　税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七条第三十四条)
四　酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十三条第一項第五号
五　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九十一条第一項
六　租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の三第十項、第六十条の四第七項、第六十八条の三の五第六項及び第六十八条の八十八第六項
七　国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)第一百四十二条
八　国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第九十七条第一項第二号
九　所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十四条第一項
十　法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一百五十三条第一項
十一　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第四十六号)第九条第一項
十二　消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二条第一項
十三　地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十三条第一項
十四　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第五条第一項(関税法の一部改正)
第八条　関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の

平成十六年十一月十九日 参議院会議録第八号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関法律の整備等に関する法

二　納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第百四十五号)第十一条第一項

三　税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七条第三十四条)

四　酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十三条第一項第五号

五　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九十一条第一項

六　租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の三第十項、第六十条の四第七項、第六十八条の三の五第六項及び第六十八条の八十八第六項

七　国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)第一百四十二条

八　国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第九十七条第一項第二号

九　所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十四条第一項

十　法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一百五十三条第一項

十一　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第四十六号)第九条第一項

十二　消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二条第一項

十三　地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十三条第一項

十四　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第五条第一項(関税法の一部改正)

第八条　関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の

一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「行政手続等における情

報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」

を「行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する法律等の適用除外」に、「国税関係帳簿

書類(以下「電磁的記録」に係る承認済国税関係帳

簿書類)を「国税関係帳簿書類」に、「国税関係帳

簿書類(国税関係帳簿又は国税関係書類をい

う。以下同じ。)(以下「電磁的記録」に係る承認済

関税関係帳簿書類)を「国税関係帳簿書類(国税

関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。)

関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。)

の」に、「第四条第一項又は第二項」を「第四条各

項」に、「前条各項のいずれか」を「前条各項

各項」に改める。

第九条の二に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

第九十四条第二項中「行政手続等における情

報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」

を「行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する法律等の適用除外」に改め、同項の表

五百三十三条第一項

十一　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税

法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和

四十年法律第四十六号)第九条第一項

十二　消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二条第一項

十三　地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十三条第一項

十四　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第五条第一項(関税法の一部改正)

第八条　関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の

されるものをいう。次号において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加え、同項第二号中「帳簿書

類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録を含む。)」を加え、同項第二号中「帳簿書

類」の下に「(その作成又は保存がされている場合における

記録の作成又は保存がされている場合における

記録を含む。第四号の二及び第五号

において同じ。)」を加える。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第九条　たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第一百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるもの

をいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(通関業法の一部改正)

第十条　通関業法(昭和四十二年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の中「をいう」の下に「、第三十

八条第一項において同じ」を加える。

第三十八条第一項中「帳簿書類」の下に「(その

作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。次号において同じ。)の作成

又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同項第三項の承認を受けることとする場合にあつては当該国税関係帳簿書類に記載される装置の概要」を加え、同項ただし書中「が、当該承認」を「が、同条第二項又は第三項の承認」に改め、同条第三項第二号中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改め、同条第六項中「第四条第

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第十二条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係帳簿書類(財務省令で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該国税関係帳簿書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿書類の保存に代えることができる。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるもの

をいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(通関業法の一部改正)

第十条　通関業法(昭和四十二年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の中「をいう」の下に「、第三十

八条第一項において同じ」を加える。

第三十八条第一項中「帳簿書類」の下に「(その

作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。次号において同じ。)の作成

又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同項第三項の承認を受けることとする場合にあつては当該国税関係帳簿書類に記載される装置の概要」を加え、同項ただし書中「が、当該承認」を「が、同条第二項又は第三項の承認」に改め、同条第三項第二号中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改め、同条第六項中「第四条第

一項又は第二項」を「第四条各項のいずれか」に改める。

第七条第一項中「第四条第一項又は第二項」を

「第四条各項のいずれか」に、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」を「当該承認を受けている国税関係帳簿書類(以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。)に、「同条第一項」を「第四条第一項」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第二項中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項のいずれか」に改める。

第八条第一項第二号中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改める。

第九条中「第四条第二項」を「第四条第二項又は第三項」に、「が、当該承認」とあるのは

「が、前条第二項の承認」を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改め、「のいずれか」を削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「(当該承認を受けている国税関係帳簿書類をいう。以下同じ。)の全部」を」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」に改め、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム

に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに

係る承認済国税関係帳簿書類に」と

第九条の二の見出しを「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外」に改め、「同条中「作成等」」の下に「並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百三号)第三条(電磁的記録による保存)及び第四条(電磁的記録による作成)」を加える。

第十一條第一項及び第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付しを加える。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十二条の四第一項

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の六第一項

三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十二条第一項

四 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十六第一項

五 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八

号)第二十七条第一項

六 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第二十三条第一項

七 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十六条第一項

八 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二条)第七条の二十九第二項

九 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七十九条第一項

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のよう改定する。

第四十条に次の二項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付しを加える。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)の一部を次のように改定する。

4 第三十六条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子

帳簿書類)の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(生活保護法の一部改正)

第十五条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十号)の一部を次のように改定する。

第四十四条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。)」を加える。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)の一部を次のように改定する。

4 第三十六条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子

的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子

的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代える。

第三十八条の六第一項中「診療録その他の

(獣医師法の一部改正)

第二十七条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「検案簿」の下に「(これら)の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がさされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

次項、第三十三条の三第一項及び第二項並びに第三十三条の五第一項第六号において同じ。」を加える。

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。の作成、備付け又は保存がさされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

次項、第三十三条の三第一項及び第二項並びに第三十三条の五第一項第六号において同じ。」を加える。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正す

れ、前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正す

添付に代えることができる。この場合におい

て、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正す

れ、前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正す

(肥料取締法の一部改正)

第二十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加え

る。

第三十条第三項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加え

る。

第三十条第三項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加え

る。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十五条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十五条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

添付に代えることができる。この場合におい

て、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(漁業灾害補償法の一部改正)

第三十五条 漁業灾害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の二項を加える。

第三十五条に次の二項を加える。

(肥料取締法の一部改正)

第二十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。)を加える。

第三十条第二項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。)を加える。

(肥料取締法の一部改正)

第二十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。)を加える。

第三十条第三項中「帳簿書類」の下に「(そ

の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。)を加える。

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(林業種苗法の一部改正)

第三十六条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 第一項中「関係書類」の下に「(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(森林組合法の一部改正)

第三十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(商工会法の一部改正)

第四十条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものとみなす。

(商工会議所法の一部改正)

第三十九条 商工会議所法(昭和二十八年法律第一百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものとみなす。

(土地区画整理法の一部改正)

第四十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「別段の定」を「別段の定め」に、「除外」を「除くほか」に改め、同条に次の二項を加える。

第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合にあつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）
第四十四条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のようにより改正する。

第四十五条第一項中「帳簿書類」の下に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であるものをいう）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え

（都市再開発法の一部改正）
第四十六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加え

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）
第四十三条 内航海運組合法（昭和三十二年法律第一百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（農住組合法の一部改正）
第四十五条 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条に次の二項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（農住組合法の一部改正）
第四十六条 第二項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改める。

（農住組合法の一部改正）
第四十七条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）
第四十八条第三項及び第三百十九条第二号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改める。

（農住組合法の一部改正）
第四十二条に次の二項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

（農住組合法の一部改正）
第四十九条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正

官報（号外）

第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

（都市再開発法の一部改正）
第四十六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（農住組合法の一部改正）
第四十六条 第二項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改める。

（農住組合法の一部改正）
第四十七条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）
第四十八条第三項及び第三百十九条第二号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改める。

（農住組合法の一部改正）
第四十二条に次の二項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）
第四十九条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正

	官 報 (号 外)
第一条中第三十一号を第七十五号とし、第三十号を第七十四号とし、同条第二十九号中「第十五号」を「第四十二号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第二十四号から第二十八号までを削り、第二十三号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。	第一条中第十九号の八を第五十五号とし、第十九号の三から第十九号の七までを削り、第十号と、第十九号の二を第五十四号とし、第十九号の二の二を第五十三号とし、第十九号の二を第五十号とし、第十八号の二から第十九号までを削り、第十八号を第五十一号とし、第十七号の三を第四十七号とし、同号の次に次の三号を加える。
七十二 日本国學術會議委員	四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員
第一条中第二十号から第二十二号までを削り、第十九号の十二を第六十号とし、同号の次に次の十号を加える。	四十九 公安審査委員会の委員長及び委員
六十一 電波監理審議会委員	五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員	第一条中第十七号の二を第四十六号とし、第十七号を第四十五号とし、第十六号の二を第四十四号とし、第十六号を第四十三号とし、第十五号を第四十二号とし、第十四号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。
六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員	五号を第四十二号とし、第十四号を第三十八号とし、同号の二を第五十四号とし、第十三号の二を第二十七号とし、同条第十三号の二の二中「委員長及び」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条中第十三号の二を第二十五号とし、第十二号から第十三号までを削り、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の九号を加える。
六十四 労働保険審査会の非常勤の委員	十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員	第一条中第十七号の二を第五十四号とし、第十四号を第四十二号とし、第十六号を第四十三号とし、第十五号を第四十四号とし、第十七号を第四十五号とし、第十八号を第四十六号とし、第十九号を第四十七号とし、第二十号を第四十八号とし、第二十一号を第四十九号とし、第二十二号を第五十号とし、第二十三号を第五十一号とし、第二十四号を第五十二号とし、第二十五号を第五十三号とし、第二十六号を第五十四号とし、第二十七号を第五十五号とし、第二十八号を第五十六号とし、第二十九号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
六十六 運輸審議会の非常勤の委員	二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百三十三万九千円
六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員	三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百三十三万九千円
六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員	四 第一条第三項中「百六十二万六千円」の下に「一百五十五万七千円」を加え、同条第四項を次のように改める。
六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員	4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならない。
七十 中央選舉管理会の委員	一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受け定めによる俸給月額を定めよとするとき。
第一条中第十九号の十一を第五十九号とし、第十九号の十を第五十八号とし、第十九号の九を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。	二 正取引委員会の委員長及び委員
五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員	三 国家公安委員会委員
三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員	四 第一条中第九号及び第十号を削り、第八号を
三十六 労働保険審査会の常勤の委員	
三十七 社会保険審査会委員	

官報(号外)

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、二二七、〇〇〇円
国務大臣	一、六二六、〇〇〇円
内閣法制局長官	
内閣官房副長官	
人事院総裁	
副大臣及び副長官	
宮内庁長官	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第三条第五項を削る。

第四条第一項中「第一条第九号から第十四号まで」を「第一条第十二号から第四十一号まで」に、「が主たる所得」を「国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るもの(除く。)が政令で定める基準に該当すること」に改める。

第九条中「第一条第十七号から第二十八号ま

で」を「第一条第四十五号から第七十二号まで」に改める。

第十条中「第一条第二十九号」を「第一条第七十三号」に改める。

第十二条中「第一条第三十一号」を「第一条第十四号」に、「基く」を「基づく」に改める。

第十五条中「第一条第三十号及び第三十一号」を「第一条第七十四号及び第七十五号」に改める。

附則第三項中「同条第五項中「第一項」を「同条第四項第三号中「別表第二」に改め、「附則第三項」の下に「の規定」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

検査官(会計検査院長を除く。)
人事官(人事院総裁を除く。)

内閣危機管理監

大臣政務官及び長官政務官

公害等調整委員会委員長

侍従長

内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

常勤の内閣総理大臣補佐官

国家公務員倫理審査会の常勤の委員

公正取引委員会委員

国家公安委員会委員

式部官長

公害等調整委員会の常勤の委員

中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員

総合科学技術会議の常勤の議員

原子力委員会委員長

証券取引等監視委員会委員長

公認会計士・監査審査会会長

中央更生保護審査会委員長

宇宙開発委員会委員長

社会保険審査会委員長

航空・鉄道事故調査委員会委員長

東宮大夫

一、一四六、〇〇〇円

一、三三一八、〇〇〇円

情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

証券取引等監視委員会委員

公認会計士・監査審査会の常勤の委員

地方財政審議会委員

国地方係争処理委員会の常勤の委員

電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員

中央更生保護審査会の常勤の委員

宇宙開発委員会の常勤の委員

労働保険審査会の常勤の委員

社会保険審査会委員

運輸審議会の常勤の委員

土地鑑定委員会の常勤の委員

航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員

公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 納 月 額	
大使	三号俸 二号俸 一号俸	一、三〇一、〇〇〇円 一、一四六、〇〇〇円 一、〇一二、〇〇〇円
公使	三号俸 二号俸 一号俸	一、三〇一、〇〇〇円 一、一四六、〇〇〇円 一、〇一二、〇〇〇円

(二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

(二千五年日本国際博覧会政府代表の設置)

第六条中「百三十一万八千円」を「百三十万一千円」に、「第十六号」を「第四十三号」に改める。

第二条 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、地方財政審議会会长、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員長、証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長(以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という。)又は社会保険審査会の委員長若しくは委員、労働保険審査会の常勤の委員、公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員、地方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員(以下こ

の項において「社会保険審査会委員長等」という。)である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同日を含む任期に係る期間は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次項において「新特別職給与法」という。)第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者にあつては百三十万千円、社会保険審査会委員長等である者にあつては百十四万六千円とする。

3 施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)附則第二条第一項前段の規定により

同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受けれる俸給月額は、同項後段の規定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、百十四万六千円とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正措置

前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定

の適用を受けることとなる者が、引き続いて同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「第十六号」を「第四十
三号」に改める。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

7 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正す
る。

第九条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)
8 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正す
る。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)	9 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十 五年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。
	第二条第一項第二号中「第一条第五号から第 十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま で」に改める。
	第三条第一項第二号中「第一条第四号から第 十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま で」に改める。
	第四条第一項第二号中「第一条第五号から第 十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま で」に改める。
	第五条第一項第二号中「第一条第五号から第 十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま で」に改める。

審査報告書

障害補償に係る障害の等級の改定等のための

国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補
償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十八日

参議院議長 犀 千景殿

総務委員長 木村 仁

参議院議長 扇 千景殿	衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿	衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿	衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿	衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿	衆議院議長 河野 洋平

障害補償に係る障害の等級の改定等のための
国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補
償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第二条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第三条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第四条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第五条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第六条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第七条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第八条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第九条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十二条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十三条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十四条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十五条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十六条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十七条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十八条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第十九条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十二条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十七条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改める。

障害補償に係る障害の等級の改定等のための
国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補
償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第二条第一項第二号中「第一条第五号から第
十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号ま
で」に改め、同項第五号中「下肢」を「上肢」に改
め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項
第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六級の
項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号
中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」
を「下肢」に改め、同項第八号中「及び示指」を削
り、同表第七級の項第六号中「及び示指」を失つ
たもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」
を「の手指を失つたもの又は母指以外の四」に改
め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第九
号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に
改め、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に、「仮
関節」を「偽関節」に改め、同表第八級の項第三
号中「手指」の下に「を失つたもの又は母指以外
の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指又
は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指」
の用を廃したもの又は母指以外の四に改め、
同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六
号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下
肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上
肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九
号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に
改め、同表第九級の項第一二号中「を失つたも
の」を削り、「示指を含み」を「又は母指以外の三の
手指」に改め、「示指を含み」を「又は母指以外の三の
手指」に改め、「又は母指及び示指以外の三の
手指」を削り、同項第一三号中「手指」の下に「の用
を廃したもの又は母指以外の三の手指」を加え、
同表第一〇級の項中第六号を削り、第五号

第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一
号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第一〇号を第一一号とし、第一一号を第一〇号とする。

定する職員(次条において「職員」という。)が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年六月三十日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法(附則第四条において「旧国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお從前の例による。

を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位

(人事院規則への委任

「失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員への準用)

務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは成十六年六月三十日以前に治つたとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法(附則第四条において「旧国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお從前の例による。

第三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間に治つたとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときににおける新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新国公災法別表の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中の「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

第四条 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前条の規定により読み替えて適用される新国公災法(以下この条において「読み替え後の新国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの(次項に規定する者を除く。)に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読み替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

<p>第三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間に治つたとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときににおける新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新国公災法別表の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第一三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第一〇級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第一一級の項第八号中「示指、中指又は環指</p>	<p>を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したもの」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中の「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。</p> <p>第四条 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前条の規定により読み替えて適用される新国公災法(以下この条において「読み替え後の新国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの(次項に規定する者を除く。)に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読み替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。</p> <p>2 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読み替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定の適</p>
---	---

用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(地方公務員災害補償法第一条第一項に規定する職員への準用)

第六条 附則第二条から前条までの規定は、地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員に対する同法第二十九条第一項又は第七項の規定による障害補償について準用する。この場合において、附則第二条の見出し中「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、同条中「国家公務員災害補償法第一条第一項」とあるのは「地方公務員災害補償法第二条第一項」とあるのは「公務(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。次条において同じ。)上」と、「通勤」とあるのは「通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。)」と、「第一条の」とあるのは「第二条の」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、「旧国公災法」とあるの

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一
条の規定による改正後の国家公務員災害補償法
(附則第三条及び第四条第一項において「新国公
災法」という。)の規定及び第二条の規定による
改正後の地方公務員災害補償法の規定は、平成
十六年七月一日から適用する。

（施行期日等）

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置) 改正後の地方公務員災害補償法の規定は、平成十六年七月一日から適用する。

は「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、附則第三条中「新国公災法第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下この条及び次条第一項において「新地公災法」という。)第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法別表」とあるのは「新地公災法別表」と、附則第四条中「旧国公災法」とあるのは「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法」とあるのは「新地公災法」と、前条の見出し中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に關し、認証の制度を設け、併せて時効中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ろうとするものであり、妥当な措置と認めなる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法別表」とあるのは「新地公災法別表」と、附則第四条中「旧国公災法」とあるのは「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法」とあるのは「新地公災法」と、前条の見出し中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
裁判外紛争解決手続が裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義及び内容等について、国民に対して周知徹底を図ること。

十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法」とあるのは「新地公災法」と、前条の見出し中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十六年十一月十八日

法務委員長 渡辺 孝男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、裁判外紛争解決手続についての

趣旨を十分周知するとともに、國民が安心して

三 認証に当たつては、民間の紛争解決事業者の自主性や独立性を損なうことのないよう、その

趣旨を十分周知するとともに、國民が安心して

裁判外紛争解決手続を利用するよう、適正な運用を図り、法施行後の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを含め所要の措置を講ずること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三により送付する。

平成十六年十一月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知することともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人

ものにあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、そ

の代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めおり、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

十七 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

十八 第二十三条第一項又は第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において同

じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において同

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けた日から五年を経過しない者

十 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

二十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百一十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百二十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百三十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百四十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百五十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百六十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百七十九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一百八十四 暴力団

官報 (号外)

<p>間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて法務省令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類</p> <p>3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(認証に関する意見聴取)</p> <p>第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第一項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。</p> <p>2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聽かなければならない。</p> <p>3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めると</p>		<p>ころにより、次条第一項に規定する認証審査參與員の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>(認証審査參與員)</p>
<p>第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第一項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関する決定をしようとするため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行なう事務所において見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>(変更の認証)</p> <p>第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請の申</p>		<p>利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行なう事務所において見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>3 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。</p>
<p>三 法人にあっては、定款、寄付行為その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るもの)を除く。の変更</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更</p> <p>2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(第二節 認証紛争解決事業者の業務)</p> <p>第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて</p>		<p>に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。</p>

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。

一 手続実施者の選任に関する事項

二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(暴力団員等の使用の禁止)

第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。

(手続実施記録の作成及び保存)

第十六条 認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところにより、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日

二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称

三 手続実施者の氏名

四 認証紛争解決手続の実施の経緯

五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手

続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であつて法務省令で定めるもの

(合併の届出等)

第十七条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)

二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡

三 当該認証紛争解決事業者を分割をする法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの

四 認証紛争解決手続の業務の廃止

二 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

一 紛争の当事者と認められた者は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されたいたときは、当該行為をした日から二週間に以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

三 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されたいたときは、当該行為をした日から二週間に以内に掲げる行為をしたとき。

二 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法

人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されたいたときは、当該行為をした日から二週間に以内に掲げる行為をしたとき。

二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散を

に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。
第三節 報告等

(事業報告書等の提出)

第十八条 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、解散に相当する行為。以下同じ。)をした場合には、その清算人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人であるものにあっては、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

二 前項の清算人は、当該解散の日に認証紛争解決手続が実施されたときは、その日から二週間に以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に對し、当該解散をした旨及び次の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

三 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

四 認証の失効

第五十条 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。

一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

げ、又は忌避したときは、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(総合法律支援法の一部改正)

第三条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十

四号)の一部を次のように改正する。
第七条中「裁判外における法による紛争の解決」を「裁判外紛争解決手続 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項中「裁判外における法による紛争の解決」を「裁判外紛争解決手続」に改める。

第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項中「裁判外における法による紛争の解決」を「裁判外紛争解決手続」に改める。
(法務省設置法の一部改正)
第四条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号の次に次の一号を加える。

平成十六年十一月十九日 参議院会議録第八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

二十五の二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第

号)の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

審査報告書

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決したものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十九日

議院運営委員長 溝手 順正
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人、地方独立行政法

人その他の国又は地方公共団体の諸機関に準ずる法人に対し、国又は地方公共団体の諸機関に準ずる同様の納本義務を課そうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同一により、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的たまに掲げる法人により又はこれらの法人のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一、独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

ため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に准ずる法人があつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に准ずる法人があつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規定する港務局

二、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

三、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八

三、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に開設行政官の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

三、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八

官 報 (号 外)

官

報 (号 外)

十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和

四十七年法律第六十六号)第十条第一項に

規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第

百八十八号)第二条第一項に規定する地方独

立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるも

の

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前

条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

別表第一(第二十四条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第一百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他の者による出版物の納

入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項の」を

「第二十四条第三項の」に、「第二十四条第二項

中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第

三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但

書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第二(第二十四条の二関係)

名 称	根 拠 法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農水産業協同組合貯金保険機	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
附 則 (施行期日)	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法

第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条 日本道路公團等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の施行の日の前日までの間に
おけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の
適用については、新法別表第一中「住宅金融公庫

官 報 (号外)

法律第百五十六号)	とあるのは 首都高速道路公団	住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和 二十五年法律百五十六号)
(昭和三十四年法律第百三十三号)	と、 日本中央競馬会	日本中央競馬会	日本中央競馬会法
(昭和二十九年法律第二百五号)	とあるのは 競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)	日本道路公団	日本道路
公團法(昭和三十一年法律第六号)	とあるのは 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
本州四国連絡橋公團法(昭和四十五年法律第八十一号)	とあるのは 阪神高速道路公團	阪神高速道路公團	阪神高速道路公團法(昭和三十七年法律第四十三号)
日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	とあるのは 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	とする。	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
あるのは、 日本郵政公社 年金資金運用基金	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
とする。			

投票者氏名		日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
日程第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)		日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君
桜井 新君	清水嘉与子君	桜井 泰三君	桜井 泰三君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君	末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君	世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君	田中 直紀君	田村 公平君
山村 耕太郎君	竹山 裕君	山村 耕太郎君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君	武見 敬三君	谷川 秀善君
青木 幹雄君	市川 雅治君	青木 幹雄君	市川 雅治君
秋元 司君	常田 享詳君	秋元 司君	常田 享詳君
荒井 正吾君	中川 義雄君	荒井 正吾君	中川 義雄君
段本 幸男君	中島 啓雄君	段本 幸男君	中島 啓雄君
鶴保 康介君	中原 爽君	鶴保 康介君	中原 爽君
中川 義雄君	二之湯 智君	中川 義雄君	二之湯 智君
中曽根弘文君	西田 吉宏君	中曽根弘文君	西田 吉宏君
中村 博彦君	野上浩太郎君	中村 博彦君	野上浩太郎君
西島 英利君	福島啓史郎君	西島 英利君	福島啓史郎君
西銘順志郎君	南野知恵子君	西銘順志郎君	南野知恵子君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	野村 哲郎君	橋本 聖子君
長谷川憲正君	福島啓史郎君	長谷川憲正君	福島啓史郎君
林 芳正君	藤野 公孝君	林 芳正君	藤野 公孝君
藤井 基之君	松村 祥史君	藤井 基之君	松村 祥史君
真鍋 賢二君	松田 岩夫君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君
舛添 要一君	三浦 一水君	舛添 要一君	三浦 一水君
松村 龍二君	溝手 顯正君	松村 龍二君	溝手 顯正君
松山 政司君	矢野 哲朗君	松山 政司君	矢野 哲朗君
森元 恒雄君	小池 哲男君	森元 恒雄君	小池 哲男君
山内 俊夫君	小泉 昭男君	山内 俊夫君	小泉 昭男君
山崎 正昭君	小泉 幸文君	山崎 正昭君	小泉 幸文君
後藤 博子君	小齊平敏文君	後藤 博子君	小齊平敏文君

平成十六年十一月十九日 参議院会議録第八号

投票者氏名

官 報 (号 外)

佐藤 雄平君	島田 智哉子君	櫻井 充君	芝 博一君	谷合 正明君	遠山 清彦君
佐藤 勝太郎君	高橋 千秋君	千葉 景子君	島田 智哉子君	西田 実仁君	浜田 昌良君
佐藤 雄平君	鈴木 寛君	鈴木 寛君	主濱 了君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
佐藤 雄平君	高嶋 千秋君	津田 弥太郎君	高嶋 良充君	福本 潤一君	高嶋 伸洋君
佐藤 雄平君	山口那津男君	那谷屋 正義君	内藤 正光君	山口那津男君	金田 勝年君
佐藤 雄平君	柏村 武昭君	羽田雄一郎君	井上 哲士君	渡辺 孝男君	柏村 武昭君
佐藤 雄平君	狩野 安君	北岡 秀二君	小池 晃君	河合 常則君	狩野 安君
佐藤 雄平君	片山虎之助君	大門実紀史君	市田 忠義君	岸 宏一君	片山虎之助君
佐藤 雄平君	木村 仁君	吉川 春子君	山本 保君	岸 信夫君	木村 仁君
佐藤 雄平君	北川イツセイ君	田 英夫君	山下 栄一君	松 あきら君	北川イツセイ君
佐藤 雄平君	倉田 寛之君	近藤 正道君	小泉 昭男君	浜田 昌良君	倉田 寛之君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	糸数 康慶子君	小林 美恵子君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	後藤 博子君	又市 征治君	大田 昌秀君	浜田 昌良君	後藤 博子君
佐藤 雄平君	佐藤 昭郎君	黒岩 宇洋君	鈴木 阳悦君	浜田 昌良君	佐藤 昭郎君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	森 ゆうこ君	峰崎 直樹君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	篠瀬 進君	篠瀬 進君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	大石 正光君	大石 正光君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	木俣 敏幸君	木俣 敏幸君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	喜納 昌吉君	喜納 昌吉君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	神本美恵子君	神本美恵子君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	工藤堅太郎君	工藤堅太郎君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	小林 正夫君	小林 正夫君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	風間 舜君	風間 舜君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	澤 雄二君	澤 雄二君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	高野 博師君	高野 博師君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	魚住 浩美君	魚住 浩美君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	小野 清子君	小野 清子君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	岩城 泉君	岩城 泉君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	汎英君	汎英君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	岩永 浩美君	岩永 浩美君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	清子君	清子君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	中村 博彦君	中村 博彦君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	中川義雄君	中川義雄君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	鶴保庸介君	鶴保庸介君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	段本幸男君	段本幸男君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	武見敬三君	武見敬三君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	関谷勝嗣君	関谷勝嗣君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	田中直紀君	田中直紀君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	田村公平君	田村公平君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	竹山裕君	竹山裕君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	谷川秀善君	谷川秀善君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	常田享詳君	常田享詳君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	中島啓雄君	中島啓雄君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	中原爽君	中原爽君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君
佐藤 雄平君	佐藤 泰三君	二之湯智君	二之湯智君	浜田 昌良君	佐藤 泰三君

官 報 (号 外)

平成十六年十一月十九日

參議院會議錄第八號

投票者氏名

官 報 (号外)

平成十六年十一月十九日 参議院会議録第八号

第一明治三十五年三月三十日可認物便郵種三十二

発行所
〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目四四番四号
独立行政法人 国立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
本体 110円
一部 130円